ガバナンス

内部統制

考え方・方針

当社グループでは、入社時に創業者の石橋信夫が書き残した冊子「わが社の行き方」を全員に配布しています。この冊子には、当社グループ社員としてのものの見方や考え方、仕事への取り組み方などが掲載されています。創業者精神を引き継ぐために全員が繰り返し読み、また、冊子から抜粋した「儲かるからではなく世の中の役に立つからやる」といった創業者精神を持ち、事業を行っています。

また、創業者精神を実現するため、2004年4月に「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」を定め、大和ハウスグループ全体において統一した価値観の下、内部統制に取り組んでいます。

P067　大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範

マネジメント

内部統制システムの運用

当社グループでは、内部統制システムの運用において、日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を参照し、以下のような体制としています。

・内部統制委員会

当社グループ全体の内部統制状況の報告を受け、内部統制の不備を検証して是正を促すことを目的・機能とする委員会として、内部統制委員会を設置しています。代表取締役会長を内部統制委員長、代表取締役社長および経営管理本部長を副委員長、各事業本部・各部門の担当役員を委員として組織しています。内部統制委員会の運用状況は、リスクマネジメント活動を中心とした内容を、半期に一度取締役会に報告し、社外役員を含めた経営陣の監督のもとに適正に運営される体制としています。

・内部統制システムの運用状況の実態把握

当社グループは、内部統制システムの構築・運用について「標準的なフレームワーク（COSO）」を参考に、内部統制委員会から当社の各事業本部・本社各機能部門およびグループ会社に対し、毎年度、内部統制システムの構築・運用に関する計画を立案させ、年度末に当該計画に基づく取り組み状況を報告させることで、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況の実態把握を行っています。

また、当社グループは内部統制システムの一機能として、リスク情報の早期収集と一元管理の体制を整えています。具体的には、当社従業員等が法令違反をはじめとする重大なリスク情報に直面した場合、直ちに当該情報をリスクマネジメント事務局（当社法務部）に集約するルールを設けるとともに、通常のレポートラインが機能しない場合に備え、内部通報制度も併せて設置し、リスク情報の側面からも内部統制システムの実態が把握できる体制としています。

加えて、内部監査部が、当社およびグループ会社の法令・社内ルールの遵守状況の監査を行い、その結果を内部統制委員会へ報告することで、執行部門から独立した立場からの評価結果も、内部統制システムの実態把握につなげています。

海外での内部統制の推進

当社の事業本部制の方針に従い各事業本部による事業管理を行う一方で、海外においては海外本部による地域経営管理を行うガバナンス体制を構築しています。海外本部による地域経営管理体制は、本社コーポレート部門の専門人財をエリアごとに配置しリージョナル・コーポレート機能（RC機能）を組成しています。RC機能では地域ごとの文化・風習・商習慣などの特性をふまえた管理体制の構築を進めています。RCが地域密着型の組織として機能することで地域単位、そして総合的に海外事業全体のガバナンス強化を図っていきます。

また、従来より内部統制機能の一環として定めるグループマネジメント規程により、重要事項については当社に決裁・報告を求めるルールを採用しており、同規程に定める当社のグループ本社機能を担う本社関連部門（法務部、連結経営管理部、海外人事グループ）がRCと連携しています。RC機能強化として、特に現地の管理系人財の増員・育成に注力、現地外部専門家とのリレーションも継続的に強化しています。また、リスクのモニタリングを2重フィルタの体制にすることでリスクの最小化を図っています。リスク事象発生時には、スピードを重視し、国内外で連携して対応する体制としています。

2024年度には、本社部門の海外事業担当者や世界各地の現地駐在員を対象にリスクマネジメント研修を実施。加えて、エリアRC主催でナショナルスタッフを含めた従業員向けの各種研修も推進し、人財育成に取り組みました。

また、本社部門による現地への監査回数の削減に向け、監査内容の棚卸しと調整を進め、業務の効率化を行っています。

■事業運用やリスクにおける2重のモニタリング体制

モニタリングフロー

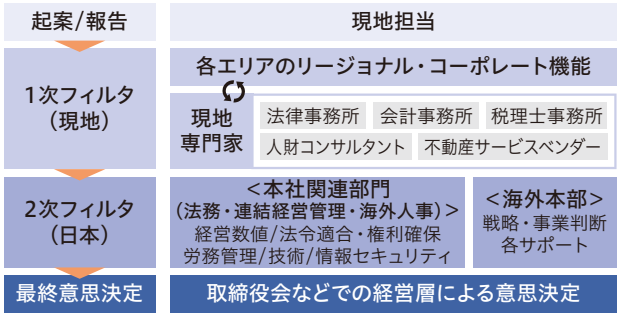

WEB ↗ 海外拠点一覧

P116　投資管理ガイドライン－海外事業編－